平成20年第4回砂川市議会定例会

平成20年12月9日(火曜日)第2号

```
〇議事日程
         開議宣告
                    企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第
               3号
      1
         議案第
         議案第
               4号
                    砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改
                    正する条例の制定について砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
         議案第
               5号
               6号
                    砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
         議案第
         議案第
               7号
                    砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
                   砂川市高齢者等安心住まいる(住宅改修)助成条例の一部を
改正する条例の制定について
砂川市永く住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する
         議案第
               8 묵
               9号
         議案第
                    条例の制定について
                    砂川市まちなか住まいる等(住宅建設又は購入)促進条例の
         議案第10号
                     部を改正する条例の制定について
                    中空知広域市町村圏組合規約の変更について
         議案第11号
               1 异
                    平成20年度砂川市一般会計補正予算
平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
         議案第
               2号
         議案第
         一般質問
日程第
         延会宣告
○本日の会議に付した事件
                    企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関す
        議案第 3号
日程第 1
                   る条例の制定について
砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
         議案第
               4号
               5号
         議案第
               6号
                    砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい
         議案第
         議案第
               7号
                    砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
                   砂川市高齢者等安心住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する条例の制定について砂川市永く住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する
         議案第
               8号
         議案第
               9号
                    条例の制定について
         議案第10号
                    砂川市まちなか住まいる等(住宅建設又は購入)促進条例の
                    -部を改正する条例の制定について
                    中空力広域市町村圏組合規約の変更について
平成20年度砂川市一般会計補正予算
         議案第11号
         議案第
               1号
               2号
                    平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
         議案第
          -般質問
日程第
      2
                      瀬
                          弘
                             昭
                                君
                    武
                       田
                          圭
                             介
                                君
                    飯
                       澤
                          丽
                             彦
                                莙
                    中
                       江
                          清
                                君
                             美
〇出席議員(14名)
          北矢増
             谷野
                文裕
                    夫司.
                       君君
                                           東武
                                                 英圭
                                                    男介
                                                       君君
                                     副議長
                                              田
                                                       君君君
             田
                吉清弘政
                   章美昭己
                       君君君君
                                           飯
                                              澤
                                                 明
                                                    彦子夫勲
                                           告尾辻
                                              浦崎
          中
                                                 やす
             江
             瀬
                                                 静
          土
                                                       君
             \blacksquare
                       君
                                           沢
                                                 広
                                                    志
             黒
                                              田
                                                       君
〇欠席議員(0名)
                議
             \bigcirc
                   슾
                      出 度
1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである
    砂
          Ш
                市
                       長
                                菊
                                     谷
                                         勝
                                              利
    砂川市教育委員会委員長砂川市教育委員会委員長
                                  田
                                      良
    砂川市監管理委員会委員長
                                奥
                                     Ш
                                              昭
                                曽
                                     我
                                              彦
                                         治
砂川市農業委員会会長 奥 山 俊 二 2.砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
    副市長
                小
                     原
                          幸
    市立病院長
                    小
                        熊
                                  豊
    総務部長
                                善
                                     畄
                                         雅
                                              文
    兼会計管理者
                  井
```

克

上

也

市民部長

```
経済部長
                                             司
      建設部長
                                野
                                       孝
                                             行
      建設部技監
                            金
                                  田
      市立病院事務局長
市立病院事務局審議監
                                               憲
                                  小
                                                     治
                                      佐
                                             藤
                                                         進
       市立病院事務局技監
                                    中
                                                 俊
                                                       夫
                                      信
                                             繁
                                木
       広報広聴課長
                                    浅
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
                       四反田
                                    孝
      教育長
教育次長
                                           治
                         森
                                      敏
                                             彦
    砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
       監査事務局局長
                                中
                                      出
                                             利
    砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。
      選挙管理委員会事務局長
                                         菙
                                               畄
    砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席す 農業委員会事務局長 栗 井 久
                                                        る者は次のとおりである。
6
    本議会の事務に従事する者は次のとおりである。
       事
               務
                       局
                                長
                                               茂
                                                                夫
                                長
                                             加
                                                   谷
      庶務係長
                                             人苗♀
                          佐
                            Þ
                                木
      議事係長
                                ĴΪ
                         石
      午前10時40分
◎開議宣告
開議
        北谷文夫君
                     おはようございます。休会中の本会議を再開します。
  本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。
                                    企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の
        ◎日程第1
                     議案第
                              3号
                     議案第
                                      -部を改正する条例の制定について
                                    砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
                              5号
                     議案第
                     議案第
                              6号
                                    砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制
                                    定について
                                    議案第
                              7号
                     議案第
                              8号
                                    砂川市高齢者等安心住まいる(住宅改修)助成条例
                                    の一部を改正する条例の制定について
砂川市永く住まいる(住宅改修)助成条例の一部を
改正する条例の制定について
                              9号
                     議案第
                                    砂川市まちなか住まいる等(住宅建設又は購入)促進条例の一部を改正する条例の制定について中空知広域市町村圏組合規約の変更について
                     議案第10号
                     議案第11号
                              1号
                                    平成20年度砂川市一般会計補正予算
平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
                     議案第
                     議案第
議案第 2号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算 ○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第3号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第4号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市高齢者等安心住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市高齢者等安心住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市永く住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市まちなか住まいる等(住宅建設又は購入)促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について、議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算の11件を一括議題とします。予管案寄生別委員長の報告を求めます
  予算審査特別委員長の報告を求めます。
予算審査特別委員長。
                                        (登壇)
```

〇予算審査特別委員長 小黒 についてご報告申し上げます 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果 弘議員

12月8日、9日に委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に一ノ瀬弘昭委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第11号には修正案が提出され、起立による採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。続いて、議案第7号は起立により、議案第3号から第6号まで、議案第8号から第10号まで並びに議案第1号なび第2号の平成20年度一般会計、事業会計補正予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可 決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります 議長 北谷文夫君 これ

ます。 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。 〇議長

職技 れ行えたね これなり 非角 目ががる 気にな からにかり 質疑はありませんか。 「なし」と呼ぶ者あり〕 これで予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。 〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

〇土田政己議員 (登壇) 議案第7号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対の 立場で討論をいたします。

立場で討論をいたします。
この条例は、道路法施行令が改正され、道路占用料の額が見直されたことに伴い、国道に準じた額に改定をしよるものでありますが、道路施行令の改正の理由は全国的な地価水準の下落への対応としていますが、地価は4割も下がっていませんし、民地の使用料は下がっておりません。道路占用料のほとんどを占めるのは、電柱や電話柱のの条例改正によって年間250万以上の減収になり、10年間で2,500万、20年間では5,000万以上の減り、市財政に及ぼす影響は大きいものがあり、道路占用料は市の貴重な自主財源であります。市道の管理はか、現10年間で2,500円では5,000万以上の減り、市財政に及ぼす影響は大きいものがあり、道路占用料は市の貴重な自主財源であります。市道の管理はか、現10年間治事務では、1000円と民地より、100円と民地ないのに、今回の改正で4割が、年間1,000円と民地より5割もといのに、今回の改正で4割に引きたであり、以には法をしている自治体もありたきな影響を及ぼします。むしろ民地と同じ額に引き上げるべきものであります。電話会社やNTTな自治体もあります。よって、市道の占用料を大幅に引き下げる本条例の改正に反対するものであります。市民の立場に立つ議員の皆さんのご賛同をお願いし、反対討論といたします。

〇議長 北谷文夫君 尾崎静夫議員。 〇尾崎静夫議員 (登壇) 議案第7号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の 立場で討論申し上げます

立場で討論申し上げます。 国道の占用料の額を定める道路法施行令が本年1月に改正されましたが、改正に当たっては全国の市町村の人口規模などを占とに、などに基づき3区分し、土地価格の調査、民地における賃料水準の調査、各市町村を代表する額は、での不動産鑑定などを行うなど、各市町村の実態を踏まえて改正がなされたところであります。道路占用料の額は、道路占用者等々に対して透明性や公正性を確保する上からも明確な基準をもって定めることが必要ですが、市有地の貸付料のように、近傍類地の土地の評価額をもとに算定する方法では、地下埋設管や電気、電話線のように相当区間の道路を連続的に占用するものもあることから、大量の占用物件を個々の場所ごとに価格を調査し、占用料の算出をすることは現実的ではなく、また現在の砂川市の代表的な地点の地価水準は現在占用料算定の基礎としている平成で年度と比較して55%以上下落している実態もあり、仮にそうした算定方法を用いたとしても下落幅を抑えるにはなかなかつながらない状況にあります。また、大企業優先の措置ではないかと指摘がありますが、電気通信施設は市民生活に欠かせない基盤となる施設であり、経済効果が劣る地域においても電気の供給が行われており、今後においても安定的にサービスが供給されることが必要であります。

また、入业本屋があります。

あり、経済効果が劣る地域においても电気のに
とが必要であります。

以上のことから、国からの通達の趣旨も踏まえて北海道を初め道内各市は国、道に受り、減収となることは甚だ残念でありますが、やむを得ないと考えるものであります。

委員各位の賛同をよろしくお願いし、賛成の討論といたします。

○議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。
これより、議案第7号の採決をします。
・*寒を 予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願いる

国からの通達の趣旨も踏まえて北海道を初め道内各市は国、道に準じて占用料の額を定めてお

のでは、心に これより、議案第7号の採決をします。 本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。 〔起立多数〕.....

起立多数であります。 したがって、本案は予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。 ここで、申し上げます。 議案第11号について小黒弘議員外1名から修正の動議が提出されております。

野時休憩をいたします。 憩 午前10時50分 開 午前10時52分

休憩

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。 ただいま配付しました修正案を本案とあわせて議題とします。

提案者の説明を求めます。

小黒弘議員。 〇小黒 弘議員 議案第11号 中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約の修正案に対する提

す

。 それでは、 、。 それでは、どうすればよいのか、そこが修正案の意味するところであります。12月段階で道債から国債に買いかえた4億円は、すぐにでも現金化できるので、取り崩しは基金の40%の範囲で行い、取り崩せる額は関係市町が出資している出資比率によって算出された額を上限とするとすれば、構成している市町のいずれもが不利益をこうむる

ことなく基金の取り崩しができると考えます。 以上、修正案の提案理由を申し上げましたが、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。 また、提案した修正案に対する質疑をいただければ、適切な答弁に努めてまいりたいとも思っておりますので、よ また、提案した修正系に対する貝及こと しくご審議のほどお願い申し上げます。 また、佐条した修正条に るしくご審議のほどお願し 以上です。 〇議長 北谷文夫君 これ 質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶれ これより修正案の質疑に入ります。 これで質疑を終わります。 続いて討論に入ります。 詩論はありませんか。 【挙手する者あり】 ただいま挙手された方の中で原案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。 〔挙手する者あり〕 次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。 (学手する者あり) 武田圭介議員。 〇武田圭介議員 (登壇) 私は、議案第11号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について賛成の立場で討論を 申し上げます。
中空知広域市町村圏組合規約の変更については、総務省がふるさと市町村圏基金の取り崩しを認めるとしたことから、赤平市、芦別市、歌志内市、上砂川町から産炭地域は厳しい財政状況にあるため各市町の出資額の範囲内で基金の取り崩しを認めてほしいとの要望書が出され、検討が進められたものであります。検討の結果として、取り崩しについては財政再生団体となることを回避するためとの厳しい条件により認めることとしたものであり、このため新たに基金の処分の特例として規約の変更を行うものであります。中空知広域圏を構成する市町として、仲間である近隣市町が財政再生団体になるという厳しい状況になることを避けるため、協力できる手段であると考えます。現的の変更につきましては、構成市町の議決を得て北海道知事へ協議書を提出するものでありますので、この規約の変更については認めるべきものと考えます。
議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成の討論といたします。
〇議長 北谷文夫君 沢田広志議員。 申し上げます 〇沢田広志議員 議案第11号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についての修正案の賛成の立場で討 論いたします 対抗にはよう。
 対抗にはよう。
 対抗にはよう。
 対抗には、修正案の提案説明のとおりであります。砂川市民の税金が中空知広域市町村圏組合の基金として投入されている以上、市民に不利益となる可能性を極力少なくなるよう努力するのが議会の役割だと考えます。
 ような、様のご共同が同じ条件のもとで基金の取り崩しが可能となる修正案に賛成の立場で討論いたします。
 ままるな、様のご共同が同じ条件のもにいる場合である。 よって、構成市町が同じ条件のもと、金金ので、 議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。 議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。 [起立少数] 起立少数であります したがって、修正案は否決されました。 これより、議案第11号の原案について起立により採決します。 本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 本案を、原 〔起立多数〕 起立多数であります。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 たジラスとのティ。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 続いて、議案第3号から第6号まで、第8号から第10号まで及び第1号、第2号の討論に入ります。 討論はありませんか。 | 「なし」と呼ぶ者あり]
| 「おしし」と呼ぶ者あり]
| 計論なしと認め、これで討論を終わります。
| これより、議案第3号から第6号まで、第8号から第10号まで及び第1号、第2号を一括採決します。
| 本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
| 「異議なし」と呼ぶ者あり] ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。 ◎日程第2 一般質問 議長 北谷文夫君 日程第2、一般質問に入ります。 質問通告者は8人であります。 順次発言を許します。 一ノ瀬弘昭議員。 〇一ノ瀬弘昭議員 きたいと思います。 (登壇) おはようございます。それでは、既に通告してあるとおりに一般質問をさせていただ きたいど思います。 私の今回の質問は、大きく2点であります。機会があれば、たびたび行っております学童保育の関係について1点 目にお伺いするわけであります。砂川市は、1年間の空白があったものの、平成16年4月にこれまで留守家庭保育 事業として市内2カ所に設置されていた竹の子ホームを放課後児童健全育成事業に移行させ、学童保育を設置初市内 2カ所に設置していた施設を中間で4カ所に増設し、また利用者も急速に入れまで第一ます。 そこで、幾つかお伺いしたいわけでありますが、まず小さな1点目としては、北海道が示す事業主、いわゆる砂川 市でありますけれども、この事業主と利用者の望ましいとされる負担割合を基準に利用料を試算した場合、その望ま しい利用料とは幾らになるのですか。これは、私がことしの予算委員会の中でも質疑申し上げていますけれども、こでの答弁では事業主、それと利用者、2分の1ずつのいわゆる50%、50%の負担が望ましいというご答弁 ただいておりますので、その数値になろうかと思いますが、お伺いしたいものであります。 続いて、(2)番目であります。今ほどお聞きとした望ましいとされるその利用料と現行の利用料に乖離が生じていると思いますけれども、市としてこのことをどのように考えておられるのか端的にお伺いするものでありますと、 続いて、(3)番、冒頭に申し述べさせていただいたように、学童保育を設置して5年が経過いたしますけれど そろそろ私は北海道が示すその望ましいとされる負担割合に基づいた利用料への見直しをしてもよい時期ではな

も、そろそろ私は北海道が示すその望ましいとされる負担割合に基づいた利用料への見直しをしてもよい時期ではないかと考えます。市としての考え方をお伺いいたします。 続いて、これも何度もお伺いしているところでありますけれども、公営住宅についてであります。現在市内には市営住宅898戸、改良住宅570戸の公営住宅があります。これらの公営住宅に対し、幾つかお伺いするものであります。(1)番目といたしまして、道営住宅を除くこれらの公営住宅に対し、幾つかお伺いであります。、道営住宅を除くこれらる力を見いいてお伺いいたしましまして、道営住宅を除くこれらる力を入方についてお伺いいたします。 続いて、(2)番目であります。公営住宅の修繕関係について、私が過去的に平成15年の9月議会、あるいは平成18年3月議会などといった場合に一般質問を行い、そのご答弁の中で屋根や壁等の恒常的な修繕は多額な経費を要するので、計画的に実施していきたい旨のご答弁をいただいておりますけれども、そのご答弁に立った上でその後の進捗状況がどうなっているのか、またそのスケジュールについてお伺いいたします。 私の質問の最後ですが、(3)番目で、以前、冒頭に申し述べさせていただいたとおり、一般質問を初め各種予算審査特別委員会や決算委員会などで幾度となく質問させていただいた玄関入り口の段差修繕及び高齢者向けの1階部分への手すりの設置の件ですけれども、現在までどの程度進んでいるのか、その進捗状況と今後の計画についてお伺いし、私の一般質問の1回目とさせていただきます。 ○ 市民部長。 大きな1の学童保育利用料の引き下げについての (1)から(3)についてご

〇市民部長 井上克也君 答弁を申し上げます。 (登壇) 大きな1の学童保育利用料の引き下げについての(1)から(3)についてご

答弁を申し上げます。 初めに、(1)の望ましい保育料についてご答弁申し上げます。学童保育運営費の負担割合については、平成18年度に国から示されたところであり、その内容は保護者が運営費のおおむね2分の1を負担し、残り2分の1は事業実施市町村において負担するというものであります。そこで、市直営施設である中央学童保育所及び南学童保育所における過去2カ年の実績で申し上げますと、平成18年度決算では運営費総額1,700万7,907円に対し保護者負担の2分の1で試算いたしますと1人当たり保育料月額1万2,600円となり、平成19年度決算では運営費総額1,505万1,594円に対し保護者負担2分の1の試算では1人当たり保育料月額9,000円となりま す

、次に、(2)、保育料の乖離を市としてどのように考えているのかについてご答弁申し上げます。学童保育所は、平成16年度に通年保育料月額1万円で開設し、現在に至っておりますが、運営費総額に占める保育料の負担割合は、南学童保育所開設年次である平成18年度が保護者負担39.5%、市負担60.5%、平成19年度が保護者負担55.3%、市負担44.7%であり、保護者負担割合おおむね2分の1から申し上げますと、妥当な範囲であ

は、南学童保育所開設年次である平成18年度が保護者負担39.5%、市負担60.5%、平成19年度が保護者負担55.3%、市負担44.7%であり、保護者負担割合おおむね2分の1から申し上げますと、妥当な範囲であり、適正な保育料と考えております。
次に、(3)、道が示す負担割合に基づいた利用料の見直しをしてもよい時期との考えでありますが、(1)でご答弁申し上げましたとおり、運営費のおおむね2分の1を保護者の負担で賄い、残り2分の1は実施市町村において負担することとしておりますが、平成18年度及び平成19年度の負担割合の状況、さらには本年度、平成20年度においても保護者負担及び市負担の割合はおおむね2分の1程度の見込みであり、現段階において見直しをする方向にはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。
〇議長 北谷文夫君 建設部長。

(登壇) ご質問の大きな2の(1)、転入者枠を創設することのご質問についてご答弁

ます。 次に、大きな2の(3)、玄関入り口の段差修繕及び高齢者向けの1階部分の手すり設置についてご答弁申目といる。高齢者向けの手すりの設置等の高齢改善事業は、平成15年度から国庫補助を受けて実施しており、1内内部を中心に段差の解消、手すりの設置、ドアノブの取りかえなどのほかに、1階の共同玄関についても手可団地、東町団地でを行い、高齢者の自立生活の支援と質の確保を図っているところであります。これまでにも今日で表して、現在は宮川中の四本を進めておりますが、今年度までに104戸を実施したところ宮川中長団地での大きを進めておりますが、今年度までに104戸を実施したとの高川中美団地での大き大きくなっていた20方所を実施しては、平成19年度の状況を見ながら高齢改善工事にありますが、まず段差が大きくなっていた20方所を実施してよりますが、まず段差が大きくなっていた20方所を実施しておりますが、まず段差が大きくなっていた20方所を実施しておりますが、まず段差が大きくなっていた20方所を実施した。この後差の状況を見ながら高齢改善工事にあわせて実施しているところであります。今後においても段差の状況を見ながら高齢改善工事にあわせて実施していく考えであります。まず、2点目にお伺いしました住宅関係なので、つけれども、1点目の私がお伺いしましたいわから見ても、それはちょっとがしてはないのではないのようなというが状況から見ても、それはちょっとがありまりました。これについては、私も所管の関係にもかかわってくるので、もうこれはお話はしないの中で許される範疇であればお願いしたいなということを申し述べておくにとどめておます。

ます。 それと、公営住宅の屋根だとかの補修です。これ実は平成18年の第1回定例会のときに私が一般質問した部分の 議事録、会議録なのですけれども、ここでは多額の費用を要するので、結果的には私が、私はですよ、私が言ってい ることはわかるのだけれども、今はちょっとできないのだという、先ほどのご答弁にも長らく実施できなかったとい

以上です。 〇議長 北谷文夫君 市 〇市民部長 井上克也君

市民部長

ただいま議員のほうから、平成17年度等の数字的なお話もございました。ご承知のとお

り、この学童保育事業につきましては、平成16年度に新たにそれまでの事業から転換をして新しく開始した事業でありまして、当然その際には新規条例ということで議会で慎重なご審議もいただいて、また保育料についてもご決をいただいたところであります。また、ただいま議員のほうからは、これからも学童保育、これらの保育児童数については当然伸びていくだろうきに基づいて2カ所から4カ所に施設も拡大してまいりました。今後ともこれらの保護者のご要望、利用したいという保護者のそういいとに基づいて2カ所から4カ所に施設も拡大してまいりました。今後ともこれらの保護者のご要望、利用したいというに基づいて2カ所から4カ所に施設も拡大してまいりました。今後ともこれらの保護者のご要望、利用したいというに基づいて2カ所がら4カ所に施設も拡大してまいりました。今後ともこれらの保護者のご要望、利用したいというに基づいて2カ所がありまけれども、その年に関数の枠の中でやっていけるだろうと思っています。ただ、この児童数でありますけれども、その年で何らかの事情によって、議員のほうは減ることはないとというようなことはお預かりする児童数によるとはあるかもしれない、それにしてもかかる運営費によっては保育する児童数によって保育料という2分の1に相当する分もいろり増減があるというようなことはぜひご理解を賜りたいと思います。 理解を賜りたいと思います

うふうに思うのですけれども。 いずれにしましても、私見当違いというか、間違っていたのであれば、その部分については私率直に謝罪を申し上げますけれども、先ほど言った18年の部分、これ実は私五十数%だろうというお話をしたのですけれども、実は50%にも3.2%ほど満たっていないという意味では私の言っていまであることがあっていましたので、この部分は撤回、謝罪を申し上げたいと思います。そうではないにしても、これまでがら上げれども、私はその様子を見ないもりませんしましては、様子を見た16年度、これも一緒に見てもいいのでしょうけれども、私はその様子を見な18年度は先ほど言ったような理由で46.8%だったのかもしれませんけれども、19年度についてもまた55.3%という形になっていますし、20年度見込みについても明らかに19年度より登録のされているいわゆる生徒さなという形になっていますし、20年度見込みについても明らかに19年度より登録のされているいわゆる生徒さなというおに思っていますし、20年度見込みについても明らかに19年度より登録のされているいわゆる生徒さなというますか、子供さんが多いわけですから、このパーセンテージというのは恐らく上がってい当然だろうなりの範疇のっていますがより負担しなさいよということではなく、その5%、何%という道が示すその負担割合の範疇の中でいうふうに思っています。

にぶっています。 以上、いろいろお話ししたいこともあるのですけれども、今回の主たる目的はその辺にありますので、ぜひとも市長の前向きな子育で世代の方々に対する温かいこのせっかくの施策でありますから、もう5年たちましたし、そろそろ見直す時期ではないかなというふうに思うものですから、その辺を踏まえましてご答弁をいただければというふうに思っています。 以上です。 以上です。

○議長 北合文夫君 市民部長。 ○市民部長 井上克也君 学童保育の関係でございます。参考までに申し上げますと、平成16年からスタートト央会した。というお話をさせていただきました。このとき公設の施設といたしましては、砂川市福祉センターを活用した。 童保育所1カ所でありました。この平成16年度のときには、平均で23.8人という年間の平均利用率であがます。 す。月々23名ないし24名の方々という状況であります。平成17年には、これが平均しまして50名の方、南アは18年度のときでは、平均でます。 学童保育を利用たしました。この平成16年度のときには、平均で19年度は、これが平均しまして50次であり、下平成18年度が手続けます。 で成17年度は、これが平成18年度というようなことというようなことと、平成19年度は83.8名までもよいでよっては大分では2カ所で増加いたしました。また、十分今後とも対応していきたいと考えますし、先ほど議員のだろうと思い子さんによいはこれらの需要に市としては十分今後とも対応していきたいと考えますし、先ほど議員のだろうと思い子さんにおいてもというお話では、恐らくこういった学童保育、これらの需要は高まっていく、かなけれらをやはり継続してしっかりとその保護者の期待にこたえるためには、かかわる施設等も充実していかわるがはそれなりのやっぱり人的な配置も含めてそういった運営にかかわる施設等も充実していかない、そうによれないますがよりのもはよりのであるにで、保育料の負担割合の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたこれまでの経過を見まも近日というに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。 〇議長 北谷文夫君 市民部長。

〇議長 北谷文夫君 午後1時まで休憩いたします。 休憩 午前11時47分

午後 1時00分

議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

武田圭介議員。
○武田圭介議員 (登壇) それでは、既に通告してありますように、大きく3点にわたって市の見解を伺いますす。大きな1点目は、高齢者福祉サービス事業の拡大についてであります。全国的に少子高齢化が叫ばれている中、スの川市においても子供が減り、高齢者が増加し、市内の高齢化率が年々上昇しています。必要な高齢者福祉サービス事業の拡大についます。必要な高齢者福祉サービス事業の実について常に把握しておくことと新たなニーズについての調査を行うなど、行政がかかわりを持つ必要性は従来といて常に把握しておくことと新たなニーズについての調査を行うなど、行政がかかわりを持つ必要性は近来よいてどのように考えているのか何います。 大きな2点目は、市内道路の維持、管台の車を保有することも珍しくありません。広大な面積を有する北海道のいてであります。車をスムーズに運行させるために、地域交通、日常生活の足として車とは切っても切れない関係があります。車をスムーズに運行させるためにでは1家族の中でも複数台の車を保有するのとも珍しくありません。広大な面積を有するとせるとは近に連行させるためられています。そこで、恒常的な道路パトロールなどの取り組みに加え、市内外の民間事業者などと協定を結び、道路の異常やでは、で、恒常的な道路パトロールなどの取り組みに加え、市内外の民間事業者などと協定を結び、道路の異常なると考えますが、どのように考えているのか伺います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。 ○市民部長 井上克也君 (登壇) 大きな1の高齢者福祉サービス事業の拡大についてご答弁を申し上げます。 現在本市では、高齢者福祉サービスといたしまして介護保険の給付対象とならない要援護高齢者等に対し在宅福祉 サービス事業、施設サービス事業のほか、高齢者の生きがい活動及び健やかで活力ある地域づくり推進のための助事業及び社会福祉協議会による高齢者サービス事業の4事業の4事業であります。事業ごとに概要を申し上げます。 よ、1点目の在宅福祉サービスとしましては、生活支援ホームヘルプサービス、在宅老人給食サービス、配食サービス、紙おむつ利用券交付、除雪サービスなど10事業、2点目の福祉サービスといたしましては、道内各養護老人ホームへの施設入所、3点目の助成事業といたしましては、敬老助成券交付事業、老人クラブ敬老旅行助成事業、老人クラブ等運営費助成事業など4事業、4点目の社会福祉協議会による事業といたしましては、市民ふれあいサービス、日常生活用具貸与事業、地域福祉権利擁護事業、小地域ネットワーク事業など7事業、合計22の事業を実施し ております

、より。 `質問のサ い→

を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて現行サービスの検証、見直しを含め今後とも検討を加えてまいりたいと存じます。
〇議長 北谷文夫君 建設部技監。
〇建設部技監 金田芳一君 (登壇) 大きな2、市内道路の維持、管理、補修についてご答弁申し上げます。
砂川市が管理を行っている道路延長は、平成20年4月1日現在で約238キロメートルであり、道路の安全と維持管理に努めているところであります。ご質問の市内外の民間事業者などと協定を結び、道路の安全と維持管理に努めているところでありますが、現在の道路状況の把握につきましては、職員による恒常的な道路パトローでありますが、現在の道路状況の把握につきましては、職員による恒常的な道路パトレーであり、現場の現場状況の確認を行い、安全を確保した上で補修方法を協議し、速やかいにる業者からの連絡などにより、現場の現場状況の確認を行い、安全を確保した上で補修方法を協議し、速やかいによる業者からの連絡などにより、現場の現場状況の確認を行い、安全を確保した上でするとについて応度の締結も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご事業者がいただきたいと存じます。
〇議長 北谷文夫君 経済部長。

〇経済部長 栗井久司君 (登壇) 大きな3、農商工連携による地産地消の発展拡大についてご答弁申し上げま

する。 初めに、(1)と(2)については関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。国が定めた食料・農業・農村基本計画に基づく地産地消とは、食料自給率の向上に向け重点的に取り組むべき事項として位置づけられてとり、地域で生産されたものを地域で消費するだけられて、地元農産物による消費者との交流活動を通じて生産者と消費者を結びつける場合であります。これにより生産者と消費者の間に入るできると消費者を結びつける場合できた。より地元農産物の間に入る販売、世域経済の活性化が図られる地域とは、対象であります。これにより生産者と消費品が購入され、地域経済の活性化が図られる地域といれております。な地産地消の取り組み事例としては、直売所や量販店による販売、学校給食、おりた福祉をの場合には、対象店舗等による利用などが挙げられます。当市における具体的な地産地消の活動を申し上げますと、北光地区の農村女性グループの方々による安心、安全なとれたてで顔の見える対面販売による新鮮野菜の直売所があります。対すな性グループによる農産物に付加価値をつけた野菜ジュース類を市内の量販店など位給食の食材にも食の機材を性グループによる農産物に付加価値をつけた野菜ジュース類を市内の量販店など校給食の食材にも食ので、おります。の街にあるスーパーでは、地元農産物の朝もぎとりたてコーナーが設置されております。の食材にあるスーパーでは、地元農産物の朝もぎとりたてコーナーが設置されております。を数多く取り入れており、学館のおります。としてジャリン子農園を毎年開設し、作付、収穫などのから地元の農産物を数多く取り入れております。

いうことを再質問として、まずその辺はお伺いします。

再質問終わります。議長、北谷文夫君

事業をさらに元美させていきたいというふうに考えておりますので、こ理解を賜りたいと存します。
○議長 北谷文夫君 建設部技監。
○建設部技監 金田芳一君 道路の情報の提供について事業者と話し合いの場を設けれないかというふうなご質問でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、砂川市が管理しております道路延長、膨大なものですから、道路職員のパトロールだけでは安全な維持管理はちょっと無理なところがありますので、町内会とか事業所等から多くの情報を提供していただき、安全に管理を行っているのが現状でございます。したがって、今後先ほど議員さんがおっしゃいました事業所等々の検討を加えまして、今後話し合いの場を設けるような形で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。
○経済部長 栗井久司君 何点かに分けてご質問あった供につきましてご答弁申し上げたいと思います

〇議長 北谷文夫君 武田圭介議員

はないけれども、十分今後とも 〇議長 北谷 東共名 経済部長

○議長 北谷文夫君 経済部長。
○経済部長 栗井久司君 地産地消の運動としての推進ということで、現状では消費者と生産者の相互理解というものが必ずしも十分ではないということから、今後生活のスタイルだとか食生活が大きく変化していることを踏まえらして、消費者と生産者が相互に理解を含め信頼関係が構築できるようにコミュニケーションといいますか、場合にないるいると思っております。これらコミュニケーションの場というものが情報交換の場になるわけでございますが、市内で開催されているいろいろなイベント、これらに新しい顧客の掘り起こしといういろなけでございますが、市内で開催されているいろいろなイベント、これらに新しい顧客ではりといういろなたきな観点から生産者と消費者、それら情報交換の場だとか、顔が見えて話ができる関係づくりといういろいろなたもののニーズを合致させる機会を踏まえて市内で開催されるイベントは情報の最少の場づくりということで考えてございますの側が多様する現在にふさわしい形で地産地消を広げていくというものも十分必要だということで考えてございますのの議長・北谷文夫君 10分間休憩します。 で、今後も地<u>度地内</u> ○議長 北谷文夫君 1 休憩 午後 1時44分 10分間休憩します。

午後 1時56分 午後 1時56分 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

般質問を続けます。

飯澤明彦議員。

取済明彦職員。
○飯澤明彦議員 (登壇) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。
1点、除排雪について市の見解を伺います。12月に入り、雨が降ったり雪が降ったりという中ですけれども、例年のことながら雪に覆われる時期となりました。当市においては、一定量の降雪があると速やかに除雪が行われ、周辺市町の中では際立って道路環境が保たれていると考えます。その中で大雪等の場合、市内一斉排雪により対応する

ごそこで、以下の点について伺います。1つ目として、近年の一斉排雪の状況について。2つ目、一斉排雪の1回当たりの概算の費用と道路の延長について。3つ目といたしまして、住民と民間業者の自主的な個別排雪契約を行っているところがありますけれども、その状況についてをお伺いいたします。 いるところがありますけれども、 ○議長 北谷文夫君 建設部技監

文夫君 建設部技監。 金田芳一君 (登壇)

000円程度で行っているとのことであります。

というようなことでございますから、住民の需要もかなり高いのかなというように思ってございますし、これから本当に先ほどの高齢化率30%以上というようなこともございました。そういったことで一斉排雪がいつ来るかともわからないものを待っているというよりは、住民みずから自分の出した費用の中で自分の家の前の道路がきれいになるということが望まれているということですので、これがうまく機能すれば市の財政にとっても地域の安全、交通環境の確保にとっても一石二鳥の効果ではないかなというように考えます。また、そのことによりまして市民の苦情なんかもかなり減ってくるのかなというように思ってございます。ぜひ住民みずから除排雪事業に取り組む際の砂川市の支援策を検討してよる。全日苦一君とは、そのような考えがないかどうかお聞きいたします。

業として依記 ております。 以上で終わります。 ○議長 北谷文夫君 中江清美議員。 ○番目でありまつ

〇議長 北谷又大石 中江渭美議員。 〇中江清美議員 (登壇) それでは、一般質問をさせていただきます。 病院問題についての質問であります。平成22年の開院に向けて建設工事が始まり、毎日の工事の進みぐあいを市 民の方々も大変関心を持って見守っています。市民の声として、他の自治体病院の開院後の経営不振問題、この辺で いえば深川の市立病院とか留萌の市立病院などですが、それに関連しての事柄、また建物が立派になっても安心、信 頼して診てもらるか、高度医療機器に対応できる医師はどのぐらいいるのだろうかなど、期待とともに不安を抱い

頼して診てもらえるか、高度医療機器に対応しての原理はない、このでは、このでは、このでは、このでは、ます。 そこで、以下のことを伺います。 1点目として、砂川市立病院は幸いにも医師、看護師の配置数は満たされていますが、患者数が減少している、そういう要因はどこにあるのでしょうか。 あと、現在の患者数と病床数の利用率で推移するとしたら、今後の経営的な面ではどのようなことが想定されるのでしょうか。 あと、2点目には、通院患者の薬を院外処方になりましたが、そのことで病院としてのメリット、デメリットについてお伺いします。 3点日に 看護師として経験の長い人に対して高度医療に対応するための新しい知識習得の研修機会は十分あるの

かをお伺いします

かをお伺いします。 4点目には、新卒の看護師の定着率と各科ごとの看護師の経験年数における構成比についてをお伺いします。 あと、最後に、がん対策基本法が2年前に制定されまして、早期発見から治療、療養、みとりまで切れ目のない医療を築くというがん治療の理想像がうたわれております。地域がん診療連携拠点病院として指定を受けている砂川市立病院でこのがん対策基本法の理念に向けてどの程度実施されているのかをお伺いします。 〇議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。 〇市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 大きな1、病院問題についての(1)から(5)につきましてご答弁

申し上げます

日間上げます。 まず、(1)の患者数が減少している要因及び現状の患者数と病床利用率で推移した場合に経営的にどのようなことが想定されるのかについてでありますが、患者数の動向分析につきましては非常に難しいところでありますが、当院の11月までの延べ入院患者数は9万3,408人で、前年同期と比較しますと3,978人、4.1%の減少となっておりますが、実患者数では7,602人で、前年同期と比較しまして132人、1.7%の減少となっております。また、平均在院日数は、前年同期と比較して1日の減少となっており、これらのことから平均在院日数の1元とよります。また、平均在院日数は、前年同期と比較して1日の減少となっておりよての延べ外来患者数は17万2,082人で、前年同期と比較して2,779人、1.5%の減少となっておりますが、実患者数では9万1,016人で、前年同期と比較して2,779人、1.5%の減少となっておりますが、実患者数では9万1,016人で、前年同期と比較して2,779人、1.5%の減少となっておりますが、実患者数では9万者の負担増による受診抑制及び長期投薬などによる来院回数の減少が影響しているものと考えているところの負担増による受診抑制力と病床利用率で推移した場合の経営状況でありますが、平成18年度以降全国的、全道で放った。現在の患者数が減少している状況を踏まえ、この間の収支状況は好転していないことから、本年につきましても大変厳しい状況が予想されます。

も患者数が減少している状況を踏まえ、この間の収支状況は好転していないことから、本年につざましても入変敵しい状況が予想されます。
次に、(2)の院外処方に移行したことによる病院のメリット、デメリットについてご答弁申し上げます。当院では、一部の科において発行しておりました院外処方せんを厚生労働省の指導による医薬分業制度の推進を図るため、本年10月より外来で診察を受けられた患者様に全面的に院外処方せんにより保険調剤薬局で薬の受け取りをお願いしたところであります。病院のメリットといたしましては、院外処方に伴い調剤業務が減少したため、新たに薬剤師の2交代制を導入し、救急及び入院患者等に対する調剤の24時間対応ができたことかの診療報酬に係る種加算の算定が可能となったところであります。あわせて、抗がん剤のミキシング業務、注射薬の混ら係ます。これらの開始、入院患者に対する服薬指導業務の拡大等により診療報酬に係る加算も得られたところであります。デメリットといたしましては、薬価差益の減収、外来患者に対する当院での服薬指導ができないなど、であります。デメリットといたしましては、薬価差益の減収、外来患者に対する当院での服薬指導ができないなど、中ビスの低下が考えられますが、このことにつきましては保険調剤薬局が対応しているところであります。次に、(3)の経験の長い看護師の知識習得のための研修機会についてご答弁申し上げます。平成19年度における看護職員の研修は、院内、院外合わせて82研修で、846名の参加を得て実施しております。研修内容は、一般

マダのでいます。 マメデース (1997) では、 (1997

をしたのですが、新卒者1年以内95%ということでは、19年度の新卒者、たしか就職した方は17名いるのですが、その方たちのほとんど1年間は定着されているというふうに、という答弁でした。それで、新卒の方と、若い方と年齢いった方たちがうまくチームプレーをして看護に当たらなければならないというのがやはりすごく、どこの職場でもそうだと思うのですが、チームワークというのですか、そういうものをとるためのやっぱり年齢構成というのが大事かなというふうに思っております。それで、平均的な経験年数見ますと、ほぼ年代別に分布されて構成されているということではそんなに、その科によってはちょっと繰りがあるのかもしれないですけれども、そういった意味では経験年数としてはそういった形で配置されているのかなというふうにお伺いをしました。それで、その点では本と当に先ほどのIT化についていくのが大変でやめられた方というのがどのぐらいいるのかなということではちとです。ご答弁いただきたいというふうに思いますし、時間的な、研修の時間ちゃんと確保されているのかということです。

以上です。 〇議長 中江清美議員の2回目の質問に対する答弁は、休憩後に行います。

北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます

中江清美議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。 市立病院事務局長。

小俣憲治君 それでは、何点かにわたりましてご質問ありましたので、順次ご答弁申し上げた 〇市立病院事務局長 いと思います。

○下は、、何点かにわたいで、順次に対しています。 といきましたので、、順次に対していまります。 入院の関係では、 (何点かにわたりまましたので、、順次によるとしたので、、順次によるとしたので、、順次によるとしたので、、順次によるとしたので、、順次によるとしたので、、順次によるとした。 (何点からいにはというには、 (4) とがとまました。 (4) とがとまました。 (4) とがとまました。 (5) ともまさいました。 (5) ともまさいながまず。 (5) このようには、 (5) には、 (

所、17所等について「対抗弱を打いながら、人院から返院よど女心して業物の治療を受けていただくということで行っております。 っております。 それから、3つ目といたしまして、看護婦としての長い経験者に対する研修もあわせてお話ありましたけれども、 この中で基本的には研修については、院内研修においては一応基本的には時間外で研修を行っております。皆さんが 多く出れるということを含めて時間外に研修やっております。ただ、院外で行われる研修については、当然出張、公 務扱いということになりますので、基本的には院内についてはできるだけ時間外にやっているということでございま

す。 それと、IT化により、これらが進んだことによりなれない患者、看護婦がやめていったのではないかというようなお話もございました。これについては、私どもで何人がやめたということでは把握しておりませんけれども、ただ、今の若い世代含めまして、年配の方も含めまして家庭でパソコンいじっている方も非常におります。多くございます。そういう中では、ちょっと当初IT化進めた段階では非常に厳しい状況はあったにしろ、最近ではほとんどなれまして、これに基づいてIT化が進んだから退職にということではお伺いしておりませんので、ご理解賜りたいと

でもと、がんの関係でございます。終末期医療の関係になりますけれども、当然当院では急性期が終わりますと、いわゆる患者さんの、それから家族の意向によりまして在宅、それから次の施設、いわゆる看護ステーションに頼んだり、いろんなことをやっておりますけれども、ただ私たちががんの基本計画に基づいてこれらの体制を構築するとしたら、先ほど委員さんが言われたとおり、最終的に終末期、いわゆるここの部分についてはもっともっとネットワ

いてはお互いに納得した状態で行うことが基本というふうに考えております。こういうことから、今言われま、今後とも表にした。 者様や家族の方の提言につきましては十分関係部門とも調整を行いながら間題にならないような医療を展開したのういうに考えております。こうにうるでありまな医療を展開したのういうに考えております。に当ます。いわゆるがん治療をやる場合に然いますがらいてもたります。これによりに再度繰り返すことにからいては、2週間入院手続にております。これに、の前間をことも、当然ではなっていては、2週間入院手続にております。これによります。これによります。これになります。いわゆるがん治療をやる場合に然いこうなりますとも、これにおります。これにおります。これに表した。というようなりますとは再度繰り返すことにかたについては、2週間入院手続にております。これにしております。に考したいりについては、2週間入院手続にております。これに大阪とは再度というながなっていては、2週間入院手続にておりますとなりますというなりに、2週間入院手続にておりましておりますというなりに、2週間入院手続におりましております。これにおりました。おりました。おりました。おりました。おりました。これにおりますも、はを表したの中でもいろいる指導いて表した。いらまえ者では、り対面しながも正ります。に係る間をおりまればもあります。に係るには、で考的なしている表します。これば、かいますす。これは、で表はいます。これは、で表はいます。これは、で表はいます。これは、砂川の市立病院の医常収入しているというような状況から、との利にはこの春でらいからというようないの利にはこの春でらいからして、対けまます。これは、砂川の市立病院だけでございません。今ここで指摘があるように、要するに患者さんの数がままだに減少しているよりませ、これは、砂川の市立病院だけでございません。全国的にこれは、砂川の市立病院だけでございません。全国的にこれは、砂川の市立病院だけでございません。全国的にこれは、砂川の市立病院だけでございません。全国的にこれは、砂川の市立病院だけでございません。全国的にこれは、砂川の市立病院だけでございません。全国的にこれは、砂川の市立病院だけでございません。全国的にこれは、砂川の市立病院だけでございません。全国的にこれは、砂川の市立病院だけでございません。全国的にこれは、砂川の市立病院だけでございません。全国的についるとというような状況がありませませいません。その前に対しません。全国的についるといません。そのもにもは、砂川の市立病院だけでございません。全国的についません。そのもにもは、砂川の市立病院だけでございません。全国的についません。そのもにかは、砂川の市立病院だけでございません。全国的についまでは、砂川の市立病院だけでございません。全国的についまでは、砂川の市立病院だけでございません。全国的についません。全国的についません。全国的についまでは、砂川の市立病院だけでございません。全国的についまでは、砂川の市はいまりによりにません。

◎延会宣告

北谷文夫君 本日はこれで延会といたします 延会 午後 3時27分